

令和 8 年度慶良間諸島国立公園におけるホエールウォッチングブランディング等業務
仕様書

1. 業務の目的

奄美群島、沖縄本島及び慶良間諸島の周辺海域では、冬季にザトウクジラが子育てのため回遊してきており、同一の個体群が季節移動することが明らかになっている。近年この海域でホエールウォッチング（以下、「WW」という。）事業者が増加するとともに、クジラの生態への影響が大きいとされるホエールスイム事業へと発展する事業者が増加しており、各地域において事業者団体が自主ルールを策定・改善しながら WW 事業を実施している。

慶良間諸島においては、1991 年に座間味村 WW 協会が WW に関する自主ルール（ガイドライン）を策定し、探鯨システムの導入、海中でのウォッチングの禁止、母子クジラのためのサンクチュアリ（保護区域）の設定等、ルールを見直しながら、クジラにやさしく持続可能な WW の実現を目指して取り組んできた。2023 年には渡嘉敷村 WW 協会が設立され、座間味村側と同等のルールを設定し、2025 年には両協会が協定を締結し、連携して WW を推進している。このような状況を踏まえ、慶良間諸島国立公園満喫プロジェクトにおける国立公園のブランド化の一環として、冬季利用促進と WW プログラムの質の向上を図り、持続可能な WW を推進するため、慶良間諸島ホエールウォッチングブランドブック等を作成して、普及啓発に取り組んできたところである。

本業務では、観光関係の有識者を対象としたファムトリップや地域関係者等との意見交換を踏まえ、慶良間諸島の WW の効果的なプロモーションに繋げるためのプロモーション方針を検討する。あわせて、過年度に作成したブランドブック等を活用したイベントを実施する。

2. 業務実施場所

慶良間諸島国立公園及びその周辺

3. 業務の内容

(1) 業務実施計画書・工程表の作成及び打合せ

業務期間中に、業務着手時、ファムトリップ実施前、プロモーション方針検討時、イベント実施前、事業完了前の計 5 回以上（1 回当たり 2 時間程度、オンラインを基本とするが対面も妨げない）、沖縄奄美自然環境事務所慶良間自然保護官事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と打合せを行う。業務開始時の打合せでは、提案書を踏まえた業務実施計画書（安全管理体制を含む）及び工程表並びに業務実施体制を作成し、環境省担当官の承認を得る。

打合せ後は、1 週間以内に打合せ記録を作成し、環境省担当官に提出する。

(2) ファムトリップの実施

以下のとおりファムトリップを実施する。

□実施時期：令和 9 年 1 月～3 月頃を想定

□実施期間：慶良間諸島内で 2 泊 3 日（渡嘉敷島 1 泊・座間味島 1 泊想定）

□対象地域：慶良間諸島国立公園

※冬季の実施であり、慶良間諸島周辺では海上時化の可能性もあるため、天候等も考慮し、実施泊数等の詳細は実情に合わせて、環境省担当官と協議の上、調整すること。

①被招聘者の選定・調整

被招聘者として、全国及び沖縄県内に事務所を置く旅行会社またはアドベンチャーツーリズム・自然体験アクティビティのブランド化・プロモーションに精通した者（全国1名・沖縄県内2名の計3名程度を想定）を選定し、環境省担当官に提案する。環境省担当官と調整の上、被招聘者を決定した後、各村 WW 協会とも調整を行い、招聘時期の日程調整を行う。また、被招聘者には、本業務の趣旨や意見を求める点について、事前にオンラインやメール等で説明を実施すること。なお、被招聘者には、1人1日当たり14,600円の謝金を支払うこととし、旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規定」（以下「旅費法」という。）に準じて支払うこととする。

②コースの企画・調整

コースは、WWブランディングブックを踏まえ、冬の慶良間ならではのWWを体験するための2泊3日のコースとなるように企画し、環境省担当官の了解を得て決定すること。企画にあたっては、慶良間諸島国立公園の交通状況等も考慮した上で、渡嘉敷島及び座間味島でのWWの体験、各村 WW 協会との意見交換会を含めることとし、慶良間諸島でのWWをより効果的で慶良間諸島の実状にあった形で魅力発信につながるように工夫すること。また、それぞれの島の行程の最後には、各村 WW 協会との意見交換会を行い、慶良間諸島のWWのブランド化の方向性及びプロモーションの手法等について、被招聘者から意見を聴取すること。実施時間帯や意見交換の詳細については、各村 WW 協会が対応しやすい条件となるように工夫すること。

③ファムトリップに係る各種調整・予約・手配・全行程のアテンド

②のコースに沿って、必要な予約手配（交通、宿泊、食事、アクティビティ体験、その他ファムトリップに係る必要なものを含む）及び支払いを行い、円滑に実施できるよう全行程に同行すること。なお、宿泊施設の予約手配において、被招聘者の宿泊は、原則として1室1名とし、アクティビティ体験は1人当たり27,000円の参加料を想定する。

④資料作成

ファムトリップの行程、ルート図、地域・アクティビティ等の概要、実施体制、連絡先・意見をもらいたい事項等についてとりまとめた資料（A4カラー、両面印刷、20ページ程度、計10部程度）及び、意見交換会資料（ファムトリップ資料と同程度のものを想定するが、意見交換会には各村 WW 協会も参加することを踏まえ、議題を工夫すること、A4カラー、両面印刷、20ページ程度、計20部程度）を作成する。

⑤意見交換会の実施

渡嘉敷島及び座間味島において、被招聘者及び各村 WW 協会等による意見交換会を開催する（2回、1時間半程度を想定）。意見交換会参加者の決定、出席依頼、出席確認を行うほか、意見交換会の議事概要をとりまとめ、ファムトリップ終了後、速やかに環境省担当官に提出する。開催に当たっては意見交換会の会場（30名程度、1時間半程度）及び必要な機材の手配や資料印刷等の意見交換会の運営に係る一切の事務を行うこと。

意見交換会においては、意識調査のために、被招聘者や各村 WW 協会等の参加者を対象としたアンケートをファムトリップ中または終了後に実施する。なお、内容については、環境省担当官と協議し決定し、アンケートの実施・集計・分析・報告を行うとともに、ブランド化・プロモーション方針の検討に活用すること。

（３）慶良間諸島における WW のブランド化・プロモーション方針の検討

（３）のファムトリップや近年の WW を取り巻く状況、観光・アクティビティのトレンド、等を踏まえ、慶良間諸島における WW のブランド化やプロモーションを行うにあたっての課題や効果的な手法等を含んだプロモーション方針を検討して、分かりやすい資料等にまとめる。プロモーション方針では、WW の今後のブランディング・プロモーションの在り方やどのような層に WW に来てもらいたいのか、訴求対象に訴えかけるために必要な取組、現状の WW の改善点等を含める。効果的・効率的なプロモーションとなるよう、関係者と調整を取った上で、取組主体は環境省や各村 WW 協会を含め、幅広く検討すること。

なお、検討にあたっては、地域の実状に合わせて、効果的かつ実現可能性の高いものとなるようにするとともに、国立公園満喫プロジェクト及び慶良間諸島国立公園ステップアッププログラム 2030 等も念頭におくこと。

（４）セミナー及びワークショップの実施

令和 7 年度慶良間諸島国立公園におけるホエールウォッチングプロモーション等業務で作成したブランドブックやパネル、ショートムービー等を活用したイベントを実施する。イベントは、セミナー及びワークショップの開催（１回程度、２時間程度、参加者 50～100 名程度、場所は那覇市内）を想定し、関係者打合せ及び下見、機材や資材等の準備・借用、実施内容の企画、参加者の予約、当日運営、記録等の一切の業務を実施する。

開催日時等は関係者と日程を調整するとともに、多くの参加者が見込まれるように工夫すること。セミナー講師として、鯨類専門家 1 名程度（本部町在住、大学助教・助手級程度、１泊 2 日程度を想定）、ワークショップ講師として、ザトウクジラやホエールウォッチングに関わりのあるイラストレーターを 1 名程度招聘する（沖縄市在住、大学助教・助手級程度、１泊 2 日程度を想定）。なお、各講師は環境省担当官と協議の上、決定すること。

セミナー講師には、旅費法等に準じて旅費及び 1 時間あたり大学助教・助手級 5,100 円の謝金を支給する。ワークショップ講師には、旅費法等に準じて旅費を支給することとし、その他ワークショップの実施に係る費用等（材料の調達）に関して個別に調整を行い、必要な費用を支払うこと。

イベントに先立ち、開催を周知するチラシを作成し、電子データ及び紙媒体 500 部程度を作成し、1 か月前までに沖縄奄美自然環境事務所や慶良間自然保護官事務所に納品する。イベント及びチラシの内容は、事前に環境省担当官と協議の上、決定する。

（５）慶良間諸島内の宿泊施設の現状把握

慶良間諸島国立公園は夏季に利用者が多く、近年では日帰利用も増加している傾向がある。一方で、地域活性化や慶良間諸島国立公園ステップアッププログラム 2030 の目標達成、宿泊を伴う WW 観光に向けては、座間味村及び渡嘉敷村内の宿泊施設の現況を把握する必要があることから、各村内の宿泊施設の現況把握調査を行う。

各府省庁や地方自治体等の統計データの分析や各宿泊施設等への意識調査（アンケート（紙・電子）やヒアリング等）等により、宿泊施設数、各施設の宿泊者数（旅館業法に基づく届出数等に加え、実際に稼働させている部屋数も調査する）、稼働率（コロナ禍を経ての変動の有無を含む）、季節ごとの稼働率、食事提供の有無、決済方法、予約形態、各宿泊施設における課題等を整理・分析・報告すること。データの収集率を上げるため、意識調査は対面や電話等での支援や回答回収等も行う。加えて、調査結果を地域住民等にも分かりやすく発信するために、A4 で 1 枚程度にまとめたものも作成する。

調査事項や調査方法の詳細は環境省担当官と協議の上、決定するとともに、地方自治体が類似の調査を実施する場合には調査項目等も調整を図ることとする。宿泊施設が回答しやすいよう、調査時期は繁忙期を避けて設定する。

(6) 報告書の作成

(1) から (5) の結果を報告書に取りまとめる。

4. 業務履行期限

令和9年3月26日

5. 成果物

- ・報告書の電子データを収納したDVD-R：3枚
- ・電子データの仕様及び記載事項等は別添によること。
- ・提出場所：九州環境局沖縄奄美自然環境事務所慶良間自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和 7 年度慶良間諸島国立公園におけるホエールウォッチングプロモーション等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和 7 年度慶良間諸島国立公園におけるホエールウォッチングプロモーション等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省**九州環境局** 沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課

(TEL:098-836-6400)

1. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMPPNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること